

## パブリックコメント等を受けた主な修正箇所

### 【パブリックコメント】

- ・ 意見募集期間  
平成27年10月20日（火）から平成27年11月18日（水）まで
- ・ 意見募集の告知方法  
電子政府の総合窓口（e-Gov）及び内閣府ホームページに掲載
- ・ 意見提出件数  
91件

### 【公聴会】

- ・ 開催日時等  
平成27年11月6日（金）13時00分～15時00分  
中央合同庁舎8号館1階講堂
- ・ 公述人  
佐藤清志様（NPO法人KENTO）  
吉野 一様（一般社団法人日本自動車補修溶接協会）  
中西 盟様（一般社団法人日本自動車工業会）  
前田敏章様（北海道交通事故被害者の会）  
大塚つや子様（交通事故被害者遺族の声を届ける会）  
小澤樹里様（関東交通犯罪遺族の会）  
加山圭子様（紡ぎの会）  
井上郁美様（飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会）

## 【パブリックコメント等を受けた主な修正箇所】

### ○基本理念等の変更

#### 【変更の趣旨】

近年、高齢者人口の増加等に伴い交通事故死者数の減少幅が縮小してきた中、平成27年中の交通事故死者数は15年ぶりに増加に転じた。

このような状況において、今後、本計画で定める道路交通安全について目標を達成し、世界一安全な道路交通の実現していくためには、これまで実施してきた各種施策の深化はもちろんのこと、交通安全に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組むことが必要であり、これにより、交通事故のない社会への更なる飛躍を目指していくことを明確に打ち出すもの。

### ○公共交通機関等における一層の安全確保について追記

計画の基本理念「8. 公共交通機関等における一層の安全の確保」

さらに、事業者は、多くの利用者を安全に目的地に運ぶ重要な機能を担っていることに鑑み、運転者等の健康管理を含む安全対策に一層取り組む必要がある。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ、公共交通機関等へのテロや犯罪等の危害行為により交通の安全が脅かされることのないよう、政府のテロ対策とあいまって公共交通機関等の安全を確保していくものとする。

### ○今後の道路交通安全対策を考える視点の記載順変更

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

2 交通事故が起きにくい環境をつくるために留意すべき事項」

(1) 先端技術の活用推進

(2) 交通実態を踏まえたきめ細かな対策の推進

(3) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

### ○運転に支障を及ぼすおそれがある病気等に係る追記

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

コ ~~悪質~~危険な運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるなど、~~悪質~~危険な運転者の早期排除を図る。

### ○自転車保険について加入加速化等を追記（3か所）

① 2 交通安全思想の普及徹底

(3) 交通安全活動に関する普及啓発活動の推進 イ自転車の安全利用の推進

② 4 車両の安全性の確保

(5) 自転車の安全性の確保

③ 7 被害者支援の充実と推進

「関係事業者の協力を得つつ、損害賠償保険等への加入を加速化する。」

### ○横断歩道等における歩行者の保護等について追記（2か所）

① I 今後の道路交通安全対策を考える視点

1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

「加えて、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、自動車等の運転者に対する歩行者と自転車への保護意識の高揚を図る必要がある。」

② 3 安全運転の確保

「運転者に対して、運転者教育、交通安全管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障害者、子供を始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図る。」

### ○大型車の後退時対策について追記

4 車両の安全性の確保

(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

(イ) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化

- ② ハイブリッド自動車や電気自動車に係る静音性対策，大型車の後退時対策，などの高齢者や障害者にも配慮した安全対策，及び超小型自動車等の新モビリティに係る安全対策等を行うことにより，これら新たな自動車等に係る安全を確保すること。

## ○事故自動通報システム（ACN）の追記

### 6 救助・救急活動の充実

#### (1) 救助・救急体制の整備

##### コ 緊急システム・事故自動通報システムの整備

「交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため，人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術や，その位置を地図表示させる技術，重症度合の判定に資する技術等を活用し，自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報や事故情報を消防・警察等の通信指令室の地図画面に表示できるよう自動通報することなどにより緊急車両等の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（HELP）や事故自動通報システム（ACN）の格段の普及と高度化を図るために必要な環境を整備する。」

## ○踏切道における交通の安全に「被害者支援の推進」を追記

踏切事故による被害者等への支援についても，事故の状況等を踏まえ，適切に対応していく。

## 【第4回専門委員会議における専門委員から御意見を頂いた主な修正箇所】

### ○障害者等の交通弱者が自立できる社会について追記

計画の基本理念「2. 人優先の交通安全思想」

道路については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等、全ての交通について、高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を一層確保することが必要となる。交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会でもある。このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進していくべきである。

### ○鉄道、海上、航空交通における情報通信技術（ICT）の活用について追記

計画の基本理念「4. 情報通信技術（ICT）の活用」

さらには、それによる被害を最小限にとどめるなど、陸上、海上、航空交通にわたり、交通安全に大きく貢献することが期待できる。

### ○子供についても「交通社会の一員である」ことを追記

2 交通安全思想の普及徹底

さらに、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車運転者講習制度の施行も踏まえ、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる。

### ○免許を持っていない高齢者への交通安全教育の推進等について追記

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。・・・特に、運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会がなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域ぐるみで確保されるように努める。

### ○6歳以上の子供に対するチャイルドシートの着用について追記

2 交通安全思想の普及徹底

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

エ チャイルドシートの正しい使用の徹底

特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する・・・  
なお、6歳以上であっても、シートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。

### ○自転車保険について加入加速化等を追記

前記【パブリックコメント等を受けた主な修正箇所】を参照。

### ○準中型免許導入に伴うトラック等の運転者教育の充実について追記

3 安全運転の確保

(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、新たな免許区分である準中型免許の創設を踏まえ、初任運転者向けの指導・監督マニュアルの策定や、高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

## ○交通指導取締りにおける地域性の考慮について追記

### 5 道路交通秩序の維持

#### (1) 交通の指導取締りの強化等

##### ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。

その際、地域の交通事故実態や違反等に関する地域特性等を十分考慮する。

## ○高速道路における取締り機器の効果的な運用について追記

### 5 道路交通秩序の維持

#### (1) 交通の指導取締りの強化等

##### イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

また、高速自動車国道等における速度超過の取締りは常に危険を伴うため、受傷事故防止等の観点から、自動速度違反取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用を推進する。

## ○カーナビゲーションに関する地域住民の観点からの適正化について追記

### 8 研究開発及び調査研究の充実

#### (1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進

##### ア 高度道路交通システム（ITS）に関する研究は開発の推進

##### (ア) ナビゲーションシステムの高度化

より安全で快適な目的地への移動を実現することで、・・・ナビゲーションの高度化に関する研究開発を推進する。

なお、交通情報の提供に関する指針（平成14年国家公安委員会告示第12号）に基づき、経路誘導情報が、当該情報に従って通過する地域における交通の安全を阻害することのないよう働き掛けを行う。

## ○医工連携による交通事故データベースの構築・活用について追記

### 8 研究開発及び調査研究の充実

#### (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

交通事故総合分析センターによるマクロデータベースの構築、マイクロ調査の実施等の充実強化を図るとともに、同センターを積極的に活用して、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行うことに加え、救命救急医療機関等との医工連携による新たな交通事故データベースの構築及びその活用に向けた検討を行うとともに、車載式の記録装置であるイベントデータレコーダー（EDR）や映像記録型ドライブレコーダー等のマイクロデータの充実を通じた交通事故分析への活用について検討を行う。